

様式第1号

健康カレンダー広告掲載申込書

平成 年 月 日

国富町長 様

住所

法人名

代表者 職・氏名

印

電話番号

担当者氏名

健康カレンダー広告掲載取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。
なお、広告の掲載に当たっては、別添記載の条件を遵守します。

記

| | |
|-----------|---|
| 広 告 の 内 容 | |
| 申 込 枠 数 | 枠 |
| 添 付 資 料 | |
| 備 考 | |

(別添)

掲 載 条 件

- 1 掲載できる広告は、町の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動に係るもの
 - (4) 意見広告又は個人的な宣伝に関するもの
 - (5) 求人広告を主たる内容とするもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122条第2号）第2条に規定する営業に関するもの
 - (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であるもの
 - (9) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの
- 2 広告の掲載位置、枠数、規格等については、町の定める基準によるものとします。
- 3 広告掲載料については、健康カレンダー広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限までに納入してください。
- 4 広告の内容に関する一切の責任は広告主が追うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決にあたらなければなりません。
- 5 広告の原稿の作成経費等は、すべて広告主の負担とします。
- 6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消すことがあります。
 - (1) 広告主が、町長が指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 広告主が、町長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 広告主から、広告掲載の取消しの申出があったとき。
 - (4) 町長が、広告主又は広告内容を不相当と判断したとき。